

社会福祉法人朝倉社会事業協会 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝倉社会事業協会の役員及び評議員、並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	7, 0 0 0 円	1 km当たり30円

2 評議員及び役員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	7, 0 0 0 円	1 km当たり30円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事が、理事会及び評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の額の決定)

第5条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,000,000円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間700,000円以内とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、第3条及び第4条以外の業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	実費	7,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務理事)

第7条 施設の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

附 則

1. この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

2. この規程は、令和3年12月 9日より改正、適用する。

3. この規程は、令和5年 7月 1日より改正、適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 (月額)	35,000円		
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	7,000円	1 km 当たり 30円	
監事監査指導報酬等 (日額)	7,000円	1 km 当たり 30円	
経 営 会 議 (日額)	2,000円	1 km 当たり 30円	
業務執行理事 (月額)	13,000円		

1. 理事長業務報酬は月額35,000円とし、理事会、評議員会等の会議に出席した場合、別途報酬を支給しない。
2. 役員等報酬財源については施設より繰入れる。
業務執行理事（施設長が業務執行理事になった場合）の報酬については、法人が管理する資金より支給する。